

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 関ヶ流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問事項	回答
1	土留工で切断する上部のH鋼は別表-2に記載がありません。当材料はスクラップとして搬出と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	処分（スクラップ）については、「14. 残存物件の処理」に基づき、別途協議となります。
2	走行側から追越し側に作業帯を変更する際に一度完全に撤去する必要があると思われますが、設計図(15/107)に撤去数量が入っていません。切り替え時の撤去についてご教示願います。	特記仕様書22-3-5【13】3) 及び【15】2) の転用にて行います。
3	吊方式支持金物Aの詳細図がありません。ご提示願います。	設計図書図面トンネル部防災管工（1）～（5）及びトンネル部防災管工構造図（56/107～61/107）に記載のとおりです。
4	吊方式支持金物設置図および詳細図がありません。ご提示願います。	No3の回答のとおりです。
5	凍結防止設備Aの仕様をご提示願います。	特記仕様書22-3-5【19】4) ハ) に記載するとおりです。
6	参考数量総括表（4/6）32基に対して別表-2 残存物件一覧表では33基となっています。設計数量をご提示願います。	特記仕様書「別表-2残存物件一覧表」に示す33基とは、ハンドレール撤去工Aの視線誘導標撤去33基が対象となります。
7	見積り段階と実施工段階で高速道路使用区間および使用回数が異なった場合は清算と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	割掛対象表参考内訳書に示す【共通仮設費】有料道路料金費に関する変更は変更対象とはなりません。

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 関ヶ流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問事項	回答
8	左記エリアについて、朝礼広場・仮設材仮置場・詰所等として使用することは可能ですか。使用するに当り、費用が発生する場合は費用についてご教示願います。	香坂チェーンベース、碓井軽井沢チェーンベース、平尾高架下資材置場は共通仮設費の営繕費に該当する場合での使用はできません。
9	「本工事の作業日は土日祝日に作業ができるものとする。」と記載がありますが、協力業者等にヒアリングを行った際に過去の工事では日祝日の作業はできなかつたとお聞きしました。本工事では制約なく作業可能なのかご教示下さい。	特記仕様書、技術提案における施工条件書に示す条件に基づき作業可能とお考えください。
10	「連続掘削延長は30mまたは3スパンまで可能」と記載がありますが、施工箇所まで掘削箇所の端部から斜路を作成した場合この斜路区間は「30mまたは3スパン」に含まれるのかご教示下さい。	掘削箇所の端部から作成した斜路区間は、特記仕様書22-3-5【3】4)に記載する「30mあるいは覆工3スパン」に含まれません。
11	「連続掘削延長は30mまたは3スパンまで可能」と記載がありますが、その内の1スパン目がどこまで進捗した段階で4スパン目の掘削開始が可能でしょうか。インバートコンクリートを打設して、埋め戻し可能な強度が発現した段階で可能でしょうか。ご教示下さい。	連続したスパンを掘削する場合に、4スパン目を掘削するためには1スパン目のインバートコンクリートが、埋め戻し可能な強度が発現したことを確認することが条件となります。
12	規制時間の〔 〕内の記載事項の意味をご教示ください。例えば交通規制工昼夜連続車線規制III-AS（撤去・保守④）に〔平日（昼間）〕と記載がありますが、これは平日昼間しか規制撤去ができないという意味でしょうか。	そのとおりです。
13	仮設防護柵と目隠しフェンス工は設計図107/107によるとインバート設置作業時だけの設置となっていますが、他の工種においては必要ないと考えて宜しいでしょうか。	その他の工種について必要な場合は貴社の施工計画に基づき、お考えください。
14	車線をシフトしたまま道路開放を行うことは可能でしょうか。	車線シフトをしたまでの道路開放は認められません。道路開放を行う場合は路面標示の復旧が必要となります。

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 関伽流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問事項	回答
15	設計図106、107作業手順図を参照すると、土留杭施工及びインバート設置において車線シフトが想定されていますが、それ以外の工種で車線シフトは可能でしょうか。	設計図書画面に示す車線のシフトを伴う作業以外で、車線のシフトを計画することは可能です。ただし、当該作業中または作業完了時に道路開放を行う場合は路面標示の復旧が必要となります。幅員を縮小した状態での道路開放は認められません。
16	契約制限価格は技術評価点の最も高い者が提出した最終参考見積が採用されるのでしょうか。ご教示下さい。	契約制限価格の採用方法については、お答えできません。
17	調査基準価格は各社が提出した最終参考見積を基に算定され、各社ごとに設定されるのでしょうか。ご教示下さい。	本契約においては、弊社HPにて公表している「工事における低入札価格調査について（要領）令和元年6月24日付」の第1-3-(1)調査基準価格の算出方法に記載のとおりです。総合評価落札方式（高度技術提案型）を採用する工事においては、入札者ごとの技術提案に基づく工事価格を基に、「調査基準価格」及び2-3-1に示す「数値的判断基準」の算定を行い、その価格を基に低入札価格調査を行うものとなります。